

＜1. 現状と課題＞

- 本市は、昭和30年から50年代の人口急増期に学校建設を優先したことに伴い、道路整備が遅れた経緯があります。慢性的な渋滞の緩和や安全対策などの道路の環境整備は、市として継続的な課題となっていることから、市民ニーズも踏まえながら継続して取り組む必要があります。

【歩行者空間の整備】

- 本市の道路は、幅員の狭さや道路上の電柱により歩行者空間が不十分であることに加え、段差や急な勾配等が見られる歩道が存在しています。また、幹線道路の交通渋滞を回避する車両が生活道路を抜け道として利用している状況も見受けられます。
- 本市では、歩道の整備やバリアフリー化のほか、ゾーン30^(注1)の整備等により、市民が安全に安心して歩くことができる良好な歩行者空間の整備を進めています。

【自転車利用環境の整備】

- 平成29(2017)年に施行された自転車活用推進法では、国や事業者と協力して自転車活用を推進することが求められています。
- 本市では、車道での自転車走行環境の整備を進めていますが、幅員が不足している道路や自転車走行空間が明確でない道路において、歩行者や自転車利用者の安全な通行が妨げられるケースが発生しています。
- 本市では、自転車等駐車場(駐輪場)の整備を進めるとともに、放置自転車の移送や街頭指導員による見回り・啓発を実施したことにより、放置自転車は減少傾向にあるものの、解消には至っていません。また、通勤・通学時の駐輪需要にも変化が予想されることから、駐輪場の利用状況に合わせた利用方法や整備等を検討する必要があります。

【道路ネットワークの構築】

- 本市は、都心部と県都千葉市方面を結ぶ交通動脈上に位置し、広域的な道路ネットワークの要所となっていることから、国及び県と連携しながら道路整備を行い、幹線道路(国・県道)と市道のアクセスを円滑にする必要があります。
- 本市では、令和2(2020)年度時点で53路線(約129km)の都市計画道路を都市計画決定し、事業決定をしている6路線の整備を進めており、令和2(2020)年度時点の整備率は45.1%となっています。また、右折レーンの設置等交差点改良を進めています。

【地域公共交通の活性化】

- 本市は、9路線35駅を有する鉄道網やバス路線が充実していますが、鉄道駅やバス停留所といった公共交通機関の発着場所から一定以上の距離がある公共交通不便地域が存在しています。本市では、公共交通不便地域で地域にお住まいの方が快適に移動できるよう路線バスを運行する事業者を支援しています。また、高齢者が自家用車に頼らず気軽に外出できるよう、自動車教習所や老人福祉センターの送迎バスを活用した移動支援を行っています。
- 人口増加に伴い市内鉄道利用者は増加傾向にありますが、バス利用者は横ばいで推移しているほか、交通渋滞により定時運行が確保できないバス路線も存在しています。本市では、バスをはじめとした公共交通利用を促進するため、バス待ち環境の改善を行うほか、次世代技術を活用し、誰もが公共交通を使いやすくなる仕組みの構築を検討しています。

＜2. 施策の方向＞

施策1 歩行者空間の整備

歩行者が道路を安全・安心に通行できるよう、生活道路の安全対策を行うほか、無電柱化を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 歩道やコミュニティ道路^(注2)の整備
- ◆ 無電柱化の推進

施策2 自転車利用環境の整備

自転車の利用を促進するとともに、歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、自転車利用環境を整備します。

放置自転車を減少させるため、駐輪場の利用状況に合わせた利用方法や整備等の検討、放置自転車の計画的な移送及び街頭指導員による見回りを実施します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 自転車走行環境の整備
- ◆ 駐輪場の整備等
- ◆ 放置自転車対策の強化

施策3 道路ネットワークの構築

交通渋滞を緩和し、円滑な道路ネットワークを構築するため、計画的な都市計画道路の整備や交差点改良等を推進するほか、国及び県に道路整備の要望を行い市道との連携を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 都市計画道路の整備
- ◆ 交差点の改良
- ◆ 交通ビッグデータ^(注3)を活用した分析・検討・実施

施策4 地域公共交通の活性化

高齢者をはじめ市民が市内を快適に移動できるよう、公共交通不便地域に対する支援を行うほか、公共交通機関の利用を促進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 公共交通不便地域における路線バス運行事業者の支援
- ◆ 路線バス等の利用促進